

市有財産売却一般競争入札募集要領

令和7年10月

花 巻 市

市有財産売却一般競争入札募集要領

1 売却物件の概要

物件 番号	財産の 種別	所在地番	地目	数量 (㎡)	用途地域	建ぺい率 容 積 率	最低売却価格 (円)
1	土地	松園町一丁目 520 番 1	宅地	1,276.07	第一種低層住 居専用地域	40% 80%	17,900,000
2	土地	諏訪 43 番 1、85 番 2	原野、 雑種地	953	無指定地域	70% 200%	4,082,000

2 売却方法

一般競争入札により売却します。

3 売却条件等

本要領等によります。

4 入札参加資格

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、法人等（個人、法人又は団体をいう。）及びその役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者）を含む。）が、花巻市暴力団排除条例（平成 27 年花巻市条例第 52 号）第 2 条第 5 号の暴力団等又は暴力団等と密接な関係を有している者に該当しない者で、売買代金の支払い能力のあるものとします。

（1）地方自治法

（職員の行為の制限）

第 238 条の 3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

（2）地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 花巻市暴力団排除条例

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

(4) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(5) 暴力団等 暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団経営支配法人等をいう。

(6) 暴力団排除 暴力団による威力の利用及び暴力団員等による不当な行為を防止し、もって市民生活又は事業者の事業活動に生じる不当な影響を排除することをいう。

5 入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和 7 年 12 月 23 日（火）物件番号 1 は午前 10 時 00 分から

物件番号 2 は午前 10 時 15 分から

(2) 場 所 花巻市花城町 9 番 30 号 花巻市役所本館 301 会議室

(3) そ の 他 自宅又は事務所等が岩手県外にある方は郵送による入札を認めます。花巻市郵便入札説明を確認の上入札してください。

6 入札参加申込み

(1) 受付期間 令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 12 月 19 日（金）まで

※土・日・祝日を除く

(2) 受付時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(3) 受付場所 花巻市花城町 9 番 30 号 花巻市役所本館 2 階 財務部契約管財課公共施設管理係

(4) 申込方法 (5) の申込書類を持参し提出してください。（自宅又は事務所等が岩手県外にある方は事前にご連絡の上郵送可。）

(5) 申込書類

① 市有財産売却一般競争入札参加申込書（別紙 1）

やむを得ず、申込人以外の方（代理人）が持参する場合には、委任状（別紙 4）を提出してくだ

さい。

- ② 誓約書（別紙2）
- ③ その他の添付書類

a 個人の場合

- ☐ 住民票（発行後3ヶ月以内のもの）1通
- ☐ 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）1通

※外国人の方は次の書類が必要です。

- ☐ 在留カード 又は 特別永住者証明書の写し 1通

b 法人の場合

- ☐ 法人登記履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）1通
- ☐ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）1通
- ☐ 法人役員名簿（氏名、生年月日、住所記載のもの）

※ 連名（共有）で申込む場合は、連名（共有）者に係る上記添付書類も提出してください。

（6）申込みの受理

申込みを受理した場合は、以下の書類を交付します。

- ① 提出された市有財産売却一般競争入札参加申込書（別紙1）の写し
- ② 入札保証金納付票

7 入札保証金の納入等

- （1） 入札参加者は入札保証金として入札金額の100分の3以上（千円未満切上）を、入札保証金納付票により、令和7年12月22日（月）までに納付票記載の金融機関又は花巻市収納担当窓口で納入してください。
- （2） 落札者の入札保証金は、入札保証金充当申出書（別紙5-1）の提出により、契約保証金又は売買代金の一部に充当することができます。また、契約保証金及び売買代金に充当しない場合は、契約保証金及び売買代金の納入後に、入札保証金還付請求書（別紙6-1）の提出により、落札者の指定する金融機関の預金口座へ還付します。
- （3） 落札者以外の入札者の入札保証金については、入札保証金還付請求書（別紙6-1）の提出により、入札者（申込人）の指定する金融機関の預金口座へ還付します。
- （4） 入札保証金には、その受入期間について利息を付しません。

8 入札日に持参するもの

- （1） 入札書（別紙3）
- （2） 印鑑登録印
- （3） 入札保証金領収書

※申込人以外の方（代理人）が入札する場合

- （4） 委任状（別紙4）
- （5） 印鑑（委任状の代理人使用印）

9-1 入札方法

- （1） 入札は入札書（別紙3）に必要事項を記載し、記名押印の上、入札執行者の指示に従って、所定の入札箱に投入してください。
- （2） 入札金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- （3） 入札書の投入後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

9-2 自宅又は事務所等が岩手県外にある方が郵送により入札する場合

- （1） 郵送する書類 ☐ 入札書（別紙3）

□ くじ希望番号記入用紙（別紙7）

（2） 郵送による入札方法

長3封筒に必要事項を記載し、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により郵送してください。入札書郵送後の入札辞退はできません。

「郵便入札用封筒の記載例について」をご確認ください。

（3） 送付先

〒025-8799 日本郵便株式会社花巻支店（花巻郵便局） 留
花巻市財務部契約管財課 公共施設管理係 行

10 入札の無効

次の各号にいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1） 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- （2） 委任状を提出しない代理人のした入札
- （3） 記名押印を欠く入札
- （4） 入札書の金額等の書換え、引替え又は撤回した者の入札
- （5） 金額の前に¥マークの記載又は入札参加者の押印がない入札
- （6） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- （7） 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- （8） 同一物件につき、1人で他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- （9） 鉛筆書きによる入札
- （10） 所定の日時までに入札保証金を納入しない者のした入札
- （11） 所定の場所に所定の日時までに到達しない入札
- （12） 入札金額の100分の3（千円未満切上）に満たない入札保証金を納入した者の入札
- （13） 前各号に定めるもののほか、本募集要領及び別に定める規定に関する条項に違反した者の入札

11 入札の延期

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行者は当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがあります。また、入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがあります。

12 落札者の決定方法

- （1） 入札の終了後、入札場所において、入札者立会いのもと、入札場所に入札された入札書と、郵送により入札された入札書を直ちに開札し、最低売却価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。
- （2） 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定します。なお、落札となるべき同額の入札をした者が入札場所に入札した者と郵送による入札をした者である場合又は郵送による入札をした者のみである場合はくじ希望番号記入用紙（別紙7）を用いてくじにより落札者を決定します。
- （3） 落札者に市有財産売払決定通知を交付します。

13 土地売買契約の締結

契約締結期限（売払決定通知の翌日から14日以内）までに土地売買契約（別紙8-1若しくは別紙8-2）を締結してください。期限までに契約を締結しないときは、売払決定を取消します。なお、土地売買契約書（花巻市保管用の1部）に係る印紙税（収入印紙代）は、落札者の負担となります。契約締結時に、印紙税相当額分の収入印紙を提出してください。併せて所有権移転登記に必要な登録免許税（収入

印紙)に係る費用は、落札者の負担となりますので、登録免許税相当額分の収入印紙を提出してください。

14 入札保証金の帰属

落札者が期限までに契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納入した入札保証金は花巻市に帰属します。

15 売買代金の納入方法

売買代金は、下記の(1)又は(2)の方法により納入してください。

(1) 契約時全額納入

契約締結時に売買代金の全額を花巻市が発行する納付票により納入してください。

① 納入した入札保証金を売買代金の一部に充当する場合は、契約締結時に、入札保証金充当申出書(別紙5-1)を提出し、売買代金と入札保証金との差額を納入してください。

② 納入した入札保証金を売買代金の一部に充当しない場合は、契約締結時に、売買代金全額を納入し、入札保証金還付請求書(別紙6-1)を提出してください(納入済みの入札保証金を落札者の指定する金融機関の預金口座へ還付します。)

(2) 契約時契約保証金納入

契約締結時に契約保証金として売買代金の100分の5以上(千円未満切上)の金額を花巻市が発行する納付票により納入してください。契約締結日から60日以内に完納してください。

① 入札保証金を契約保証金の一部に充当する場合は、契約締結時に入札保証金充当申出書(別紙5-1)を提出し、契約保証金と入札保証金の差額を納入してください。

② 契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、契約締結時に契約保証金充当申出書(別紙5-2)を提出し、契約締結日から60日以内に売買代金と契約保証金との差額を納入してください。また、契約保証金を売買代金の一部に充当しない場合は、契約締結日から60日以内に売買代金を完納し、その後、契約保証金還付請求書(別紙6-2)を提出してください。(納入した契約保証金を落札者の指定する金融機関の預金口座へ還付します。)

※ 売買代金の分割納入はできません。

※ 納入された契約保証金は、売買代金が完納されなかった場合に、花巻市に帰属することになります。

※ 納入された契約保証金にはその受入期間について利息を付しません。

16 所有権移転登記等

(1) 売買代金の完納されたときに物件を引き渡すものとし、同時に物件の所有権が移転するものとします。

(1) 所有権移転登記は売買代金の完納後花巻市が行います。

(2) 所有権移転登記に必要な登録免許税(収入印紙)に係る費用は、落札者の負担となります。契約締結時に、登録免許税相当額分の収入印紙を提出してください。

17 落札者の譲渡制限

落札者は物件について、花巻市が所有権移転登記を行う前に権利義務を第三者に譲渡又は貸付することはできません。

18 契約不適合責任

落札者は、市有財産売払一般競争入札募集関係書類の記載内容について実地に符合しないことがあった場合のほか、契約締結後、引き渡された物件について土壌汚染、軟弱地盤、地中埋設物又は心理的瑕疵の存在その他契約の内容に適合しないものがあったとしても、これを理由として目的物の修補等の追完請求、売買代金の減免、契約の解除及び損害賠償請求の全部又は一部をすることはできません。

19 用途指定

落札者は、契約締結日から5年を経過するまでの間、物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用及びこれに類する用に供することはできません。

20 公租公課等

所有権移転後の物件に係る公租公課等は、落札者の負担となります。

21 その他

申込みしようとする方は、事前に現地及び諸規制についての調査確認を行い本要領等の内容を承知の上お申込みください。

市は越境関係の解消や道路使用についての同意等のための折衝や手続きは行いません。買受人において相隣関係にある当事者間で行ってください（契約後に判明した場合も同様です。）。

【 問い合わせ先 】

花巻市財務部契約管財課公共施設管理係（電話 0198-41-3520）